

12 静岡市図書館条例

平成15年4月1日

条例第273号

(設置)

第1条 静岡市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館	静岡市葵区大岩本町29番1号
静岡市立御幸町図書館	静岡市葵区御幸町3番地の21
静岡市立藁科図書館	静岡市葵区羽鳥本町5番9号
静岡市立西奈図書館	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
静岡市立北部図書館	静岡市葵区与一六丁目17番10号
静岡市立南部図書館	静岡市駿河区南八幡町3番1号
静岡市立長田図書館	静岡市駿河区上川原13番1号
静岡市立清水中央図書館	静岡市清水区入江岡町15番23号
静岡市立清水興津図書館	静岡市清水区興津本町829番地
静岡市立蒲原図書館	静岡市清水区蒲原新田一丁目22番22号

2 静岡市立中央図書館に法第3条第5号に規定する分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館麻機分館	静岡市葵区有永町2番43号
静岡市立中央図書館美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号

（平15条例353・平16条例56・平16条例67・平16条例86・平17条例243・平19条例89・平20条例39・平21条例33・平30条例5・一部改正）

(事業)

第3条 前条第1項及び第2項の表に掲げる図書館（以下「市立図書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) 法第3条に掲げる事項に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める事項

（平20条例39・一部改正）

(開館時間)

第4条 市立図書館の開館時間は、午前9時30分から午後7時（静岡市立御幸町図書館にあっては午後8時、静岡市立中央図書館麻機分館及び静岡市立中央図書館美和分館にあっては午後5時）までとする。ただし、日曜日、土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日は、午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(平18条例61・全改、平20条例39・平21条例33・一部改正)

(休館日)

第5条 市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
静岡市立中央図書館	(1) 図書整理日(毎月の第4水曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。)
静岡市立南部図書館	(1) 施設管理日(毎月の第2月曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。)
静岡市立御幸町図書館	(2) 国民の祝日の次の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日以外の日)
静岡市立清水中央図書館	(2) 国民の祝日
静岡市立藁科図書館	(1) 月曜日
静岡市立西奈図書館	(3) 12月28日から翌年の1月5日までの日
静岡市立長田図書館	(2) 国民の祝日
静岡市立北部図書館	
静岡市立清水興津図書館	
静岡市立蒲原図書館	
静岡市立中央図書館麻機分館	
静岡市立中央図書館美和分館	

(平17条例162・追加、平17条例243・平18条例61・平20条例39・平21条例33・一部改正)

(入館等の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市立図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

(平17条例162・旧第4条繰下)

(静岡市立中央図書館等の施設の利用)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認める場合は、静岡市立中央図書館、静岡市立西奈図書館、静岡市立長田図書館、静岡市立北部図書館、静岡市立清水中央図書館及び静岡市立蒲原図書館の会議室その他の施設(以下「静岡市立中央図書館等の施設」という。)を利用させることができる。

2 静岡市立中央図書館等の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 静岡市立中央図書館等の施設の利用日数は、1日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

4 教育委員会は、利用の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平16条例56・一部改正、平17条例162・旧第5条繰下、平17条例243・令2条例55・一部改正)

(利用の不許可等)

第8条 教育委員会は、第6条各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による許可をしないことができる。

2 教育委員会は、前条第2項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 前条第4項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(平17条例162・旧第6条繰下・一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例162・旧第7条繰下)

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、静岡市立中央図書館等の施設の利用を終わったとき、又は第8条第2項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平16条例56・一部改正、平17条例162・旧第8条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第11条 市立図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例162・旧第9条繰下)

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、静岡市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(5) 市民

4 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(平17条例162・旧第10条繰下、平24条例46・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例162・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、静岡市立北部図書館に関する規定は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市図書館条例(昭和44年静岡市条例第48号)又は清水市図書館条例(昭和39年清水市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 第12条第2項の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項から附則第5項までにおいて「編入日」という。)から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同項中「10人以内」とあるのは、「11人以内」とする。

(平17条例243・追加、平17条例162・一部改正)

- 4 第12条第3項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に任命される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。

(平17条例243・追加、平17条例162・一部改正)

- 5 編入日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例(平成2年蒲原町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例243・追加)

附 則(平成15年12月24日条例第353号)

この条例は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第12号で、教育委員会規則で定める日を平成16年6月13日とした。)

附 則(平成16年3月25日条例第56号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月6日条例第67号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第19号で、教育委員会規則で定める日を平成16年9月17日とした。)

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第162号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第243号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 静岡市図書館条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に2条を加える改正規定中「

静岡市立清水中央図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日
-------------	------------------------------

静岡市立清水興津図書館	は、午後5時までとする。
-------------	--------------

」を「

静岡市立清水中央図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午後5時までとする。
静岡市立清水興津図書館	
静岡市立蒲原図書館	

」に、「

静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日
静岡市立清水中央図書館	(1) 月曜日
静岡市立清水興津図書館	(2) 国民の祝日（当日が月曜日に当たるときは、その翌日） (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日（当日が月曜日に当たるときは、その翌日）までの日 (5) 図書館整理日（毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。） (6) 図書館資料点検期間（2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間）に属する日

」を「

静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立蒲原図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日
静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日（当日が月曜日に当たるときは、その翌日） (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日（当日が月曜日に当たるときは、その翌日）までの日 (5) 図書館整理日（毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。） (6) 図書館資料点検期間（2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間）に属する日

」に改める。

附則第3項中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第4項中「第10条第3項本文」を「第12条第3項本文」に改める。

附 則(平成18年3月24日条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月31日条例第89号)

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成20年教委規則第15号で、教育委員会規則で定める日を平成20年6月13日とした。)

附 則(平成21年3月13日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成21年教委規則第17号で、教育委員会規則で定める日を平成21年9月5日とした。)

附 則(平成24年3月23日条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の静岡市図書館条例第12条第3項第5号及び同条第4項の規定は、この条例の施行の日以後最初に協議会の委員（補欠の委員を除く。）の委嘱又は任命が行われる日から適用する。

附 則(平成30年1月31日条例第5号)

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第55号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

I 3 静岡市図書館条例施行規則

平成15年4月1日
教育委員会規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市図書館条例(平成15年静岡市条例第273号。以下「条例」という。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(館内利用)

第2条 図書館資料(電子書籍(書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的
方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、電子計
算機等を利用してその内容を容易に認識することができるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条、
次条から第5条まで、第6条、第12条から第14条まで及び第16条において同じ。)を図書館内において
利用する者(以下「館内利用者」という。)は、所定の場所においてこれを利用しなければならない。

2 貴重図書その他館長が特に指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければなら
ない。

3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(館内利用者の遵守事項)

第3条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)図書館資料、図書館の施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2)図書館資料を利用する場所では、音読(所定の場所において音読する場合を除く。)、談話、飲食そ
の他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3)所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4)前3号に掲げるもののほか、管理上必要な館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第4条 図書館資料は、館外貸出しを行うことができる。ただし、第6条第2項に規定する団体貸出しを行
う図書館資料は、図書及び紙芝居とする。

2 図書館資料のうち、次に掲げるものは、貸出しをしない。

- (1)汚損又は破損が著しいもの
- (2)破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3)第2条第2項に規定する図書館資料(館長が特に認めた場合を除く。)
- (4)前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの

3 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外
貸出しを行うことができる。

(館外貸出しを受けることができる個人又は団体)

第5条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる個人は、次に掲げるとおりとする。

- (1)市内に居住する者
- (2)市内に通勤し、又は通学する者(前号に掲げる者を除く。)
- (3)本市と図書館の相互利用について合意した市町村の区域に居住する者(前号に掲げる者を除く。)
- (4)前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、市内に住所を有する学校その他公共施設、社会
教育関係団体その他の団体とする。

(電子書籍の貸出しを受けることができる個人)

第5条の2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる者とす
る。

(図書館カード等の交付)

第6条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けようとする者は、図書館カード交
付申込書(様式第1号)に、本人であることを証明する書類を提示して館長に提出し、図書館カード(様

- 式第2号)の交付を受けなければならない。
- 2 図書館資料の団体への貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けようとする団体の責任者は、団体用図書館カード交付申込書(様式第3号)に、申請者本人であることを証明する書類を館長に提示し、図書館カードの交付を受けなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成19年静岡市規則第24号)第4条第1項の規定により電子計算機から入力して図書館カードの交付を受けようとする場合は、図書館カードに代えて、個人貸出しのための利用者番号(以下「利用者番号」という。)の交付を受けることができる。
- (紛失等の届出等)
- 第7条 図書館カードの交付を受けた者又は団体の責任者は、図書館カードを紛失し、若しくは損傷したとき、又は前条の申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、図書館カードの再交付をすることができる。
- 3 図書館カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。
- (図書館カードの返却等)
- 第8条 図書館カードの交付を受けた者又は団体の責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出て、図書館カードを返却しなければならない。
- (1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 館外貸出しを受ける必要がなくなったとき。
- 2 利用者番号の交付を受けた者は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- (譲渡等の禁止)
- 第9条 図書館カード及び利用者番号は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
- (貸出しの手続)
- 第10条 館外貸出しを受けるときは、図書館カード又は利用者識別情報(館外貸出しの利用者を識別する情報で教育長が別に定めるものをいう。)を提示しなければならない。
- (電子書籍の貸出しの手続)
- 第10条の2 電子書籍の貸出しを受けるときは、教育長が別に定める方法により行わなければならない。
- (団体貸出しに係る利用状況の報告)
- 第11条 図書館カードの交付を受けた団体の責任者は、毎年1回図書館カード現況届出書(様式第4号)及び団体貸出利用状況報告書(様式第5号)を4月末日までに館長に提出しなければならない。
- (団体貸出に係る禁止事項)
- 第12条 団体貸出しを受けた団体は、貸出しを受けた図書館資料を営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。
- (貸出点数及び期間)
- 第13条 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、個人貸出しにあっては1人につき静岡市立図書館各館の合計が図書及び紙芝居は10点以内、その他の資料は2点以内とし、団体貸出しにあっては1団体1回につき、当該団体の構成員数に5を乗じて得た冊数(その冊数が、300冊を超えるときは、300冊)以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 個人貸出しの期間は、貸出日の翌日から14日以内、団体貸出しについては、3月以内とする。
- 3 電子書籍の貸出しを受けられる点数は、1人につき3点以内とし、貸出しの期間は貸出日の翌日から14日以内とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めるときは、これを別に指定することができる。
- (貸出しの禁止)
- 第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを禁止することができる。
- (1) 当該資料を貸出期間内に返納しなかったとき。
- (2) 第7条、第9条、第11条又は第12条の規定に違反したとき。

(移動図書館)

第15条 市民の読書活動を推進するため、移動図書館を実施する。

2 移動図書館の実施内容、ステーション等については、静岡市立中央図書館長が別に定める。

3 第4条から第10条まで、第13条及び前条の規定(団体貸出しに係る規定は除く。)は、移動図書館の場合について準用する。

(図書館資料の複写)

第16条 図書館資料を図書館内において複写しようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込みがあった場合において、当該図書館資料の複写が適当でないと認めたときは、当該申込みに応じないものとする。

3 図書館資料を複写したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈資料の受入れ)

第17条 教育長は、図書館資料として所蔵することが適當と認めるときは、資料の寄贈を受けることができる。

2 前項の規定により図書館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書(様式第7号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、寄贈を受けるときは、資料寄贈受入書(様式第8号)を交付する。

4 教育長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する手続によらず、資料の寄贈を受けることができる。

(施設の利用手続)

第18条 条例第7条第2項の規定により、図書館の施設の利用許可を受けようとする者は、図書館施設使用許可申込書(様式第9号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、図書館施設使用許可書(様式第10号)を交付する。

3 図書館の施設の利用日数は、1日とする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(図書館協議会)

第19条 静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、静岡市立中央図書館において処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市図書館条例施行規則(昭和59年静岡市教育委員会規則第12号)又は清水市図書館条例施行規則(平成7年清水市教育委員会規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例施行規則（平成2年蒲原町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平18教委規則15・追加）

附 則（平成15年4月30日教委規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月1日教委規則第13号）

この規則は、平成16年6月13日から施行する。

附 則（平成16年8月2日教委規則第18号）

この規則は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成17年3月22日教委規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日教委規則第26号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日教委規則第15号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年3月27日教委規則第13号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委規則第6号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市図書館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市図書館条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

14 静岡市立図書館資料収集方針

I 目的

静岡市立図書館は、図書館法、静岡市図書館条例に基づく公立図書館として、市民はもとより一般公衆の知る自由、学習の自由を保障し、学習権は人類にとって基本的な権利であるとの認識に立ち、この方針を定める。

2 基本方針

- (1) 収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」を基に、公正かつ自由に広い視野を持って資料の収集に努める。又この収集方針により収集した資料が、どのような思想、主張を持つものであっても、図書館及び図書館員がそれを支持することを意味するものではない。
- (2) あらゆる思想、宗教、党派にとらわれず、それぞれ公正かつ自由な立場に立って収集を行うこととし、それらの事由により特定の著作を排除することはしない。
- (3) ある個人、団体、組織からの圧力や、干渉によって、この方針に定める収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制はしない。
- (4) 多様な、対立する意見学説のあるものについては、それぞれの観点に立った資料を幅広く収集する。
- (5) 図書館員の個人的趣味や、関心事による偏った選択をしない。
- (6) 常に利用者の要求を把握し、選書に正しく反映させると共に、批判も積極的に受け止め対処していくかなくてはならない。
- (7) 信頼出来る資料の収集に努め、常に利用者にとって適切かつ新鮮な蔵書構成となるよう留意しなければならない。
- (8) 今後の技術の進歩、社会の発展に対応出来るよう常に情報交換に努め、図書館資料として取り入れていく努力が必要である。
- (9) 利用者のリクエストが多い資料は、それに応じるため必要な数の複本を揃える。ただし、各館での不必要的重複を避けるため、複本数の目安を別途定めるものとする。なお、国立国会図書館ほか、他の図書館及び類縁機関との相互協力（相互貸借等）にも留意する。
- (10) 利用可能な期間や対象がごく一部に限られるような資料は避け、より多くの利用者が利用できる資料を収集する。
- (11) 一部の利用者による特定分野への集中的なリクエストが蔵書構成のバランス及び利用者全体に対する公平性を損なう恐れがないよう留意する。

3 収集方針

基本方針に基づき下記の項目に留意して資料の収集を行うものとする。

各分類別の選定基準については、別途定めるものとする。

(1) 参考資料

図書館サービス業務の基幹であるため、次の項目に留意して積極的に収集する。

- ア 百科事典や専門辞典は、構成・配列・検索手段等使いやすさが考慮されていること。
- イ 著者・編者が専門家によるもので、内容が正確であること。
- ウ 参考文献・目次・索引がついていて正確であること。
- エ 図版・写真などが鮮明で、正確で見やすいこと。

(2) 一般資料

各分野の図書を一般的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

ア 学術書・研究書は、利用者からの多様な要求を考慮し、主に中央館・拠点館で収集する。

イ 概説書は著名な著者のもの、その分野で主要なものを収集する。

ウ 入門書・実用書は、次の項目に留意して収集する。

①類書に配慮し、内容が競合・重複していないこと。

②新しい主題・視点が盛り込まれていること。

③内容の信頼性を重視すること。

④版を重ねているもの。

エ 市民のビジネス支援に役立つと思われる資料は、積極的に収集する。

オ 利用のあまり見込まれない図書についても、その資料的価値があるものは収集に努める。

カ 学習参考書や受験用参考書・試験問題集、一枚ものの楽譜、ゲーム攻略本は、原則として収集しない。

キ 特定団体の宣伝的要素が強い資料は、内容に注意して収集する。

(3) ヤングアダルト資料

主に13歳以上からおおむね18歳以下の青少年（中学・高校生）すなわちヤングアダルトを対象として出版された資料、または成人・児童向けに出版された資料であっても、類書がなく、ヤングアダルトの要求を満たすもの、利用が見込まれるものを収集する。様々な意見に触れることで広い視野と豊かな感性を育てることができるよう、ヤングアダルトの持つ文化と生活に密着した内容の資料の収集に積極的に努める。

(4) 児童資料

上記の一般資料の方針に準じ、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成に役立つよう次の項目に注意して収集する。

ア 児童の発達段階に応じて各分野の資料を広く収集する。

イ 定評のある絵本・ものがたりなどは、常に所蔵されているよう気を配り、補充に心掛ける。

ウ 選書に当たっては、大人の価値観をおしつけることのないよう児童の反応・評価にも留意する。

(5) 静岡資料

静岡資料は、静岡市を中心に、静岡県及び県内市町村の歴史、文化、民俗などの理解を深め、次代に継承する役割を持つと共に、市政の仕組み、機能、動きを利用者が知り学ぶことを援助するため、次の項目に留意して資料の充実に努めていく。

ア 地域に関する資料については、地域の歴史・風土・芸術・文化・産業等の文献・写真・その他の資料を幅広く収集する。新刊のみならず、古書店の情報にも気をくばり、過去の資料の収集に努める。

イ 市政に関する資料については、静岡市が刊行した資料は収集のシステム作りを行い網羅的に収集する。

また、国の各出先機関の発行する資料、県や県内市町村の発行する資料も幅広く収集する。

ウ 地図は、過去のものを含め幅広く収集する。一枚ものも収集する。

エ 写真、絵画、版画等は、写真集、画集、版画集としてまとまっているものは収集する。一枚ものは収集しない。

オ 資料的価値の認められるものについては、図書以外にも、パンフレット、リーフレット類、視聴覚資料等も収集対象とする。

(6) 漫画

ア 漫画に関する評論・研究書などは各館とも収集する。

イ 漫画を単なる説明の手段としているものは、主題になっている部門の選定基準により判断し選択収集する。

ウ 上記以外の漫画については、各館の実情に応じて収集する。

(7) 外国語資料

国際化に対応する図書館を目指して、市民が海外の文化・生活・社会情勢等の情報を得ることができる外国語資料を収集するとともに、各館の実情に応じて、地域社会の外国人に対して多言語サービスを展開する。

- ア 外国語で書かれた日本の民俗習慣・文化・地理・歴史・社会などを紹介した資料や、日本での生活情報などを幅広く収集する。
- イ 語学学習資料としては、外国人が日本語を学習するための資料、日本人が外国語を学習するための資料を併せて収集する。
- ウ 市内に在住又は滞在する外国人（以下、外国人住民）、帰国子女、語学学習者などを利用対象とし、各分野にわたって外国語資料を収集する。
- エ 外国人住民の使用する言語にあわせた言語種類を考慮し、利用の多く見込まれる言語の資料を収集する。英語、中国語、ポルトガル語及び韓国・朝鮮語を重点収集言語とし、その他の言語等も必要に応じて収集するよう努める。

(8) 新聞・雑誌

ア 新聞

- ①国内発行の全国主要紙を中心に、児童および青少年対象のものも含め幅広く収集する。
- ②業界紙、専門紙、外国語の各新聞は、利用頻度及び必要に応じて収集する。
- ③縮刷版、マイクロフィルム版、復刻版も、選択し収集する。

イ 雑誌

- ①図書資料では得られない情報、速報性を重視し収集する。
- ②国内発行雑誌を中心に全分野にわたり、基本的な雑誌を主題、タイトル数に偏りがないよう収集する。
- ③各年齢層に配慮した、幅広い収集に努める。
- ④専門誌、学術誌、外国語の各雑誌は、利用頻度および必要に応じて収集する。
- ⑤別冊雑誌は、原則として図書扱いとし、図書の選定基準に従って収集する。
- ⑥臨時増刊号は、原則として雑誌扱いとし、その必要に応じて収集する。
- ⑦コミック雑誌は原則として収集しない。
- ⑧収集する雑誌のタイトルは、少なくとも年一回見直すこととする。

(9) 視聴覚資料

情報提供に占める視聴覚資料の役割を考慮し、収集する。

- ア 収集の範囲は、録音資料はCD、映像資料はDVDを中心に収集する。ただし、資料の形態は変更・追加する場合がある。
- イ 録音資料は、クラシック音楽、ポピュラー音楽、民謡、落語、朗読、童謡などのあらゆる分野にわたって幅広く収集する。
- ウ 映像資料の収集にあたっては、特に民間営利業者との競合が生じないよう十分に配慮し、静岡資料に該当する資料及び利用者の調査・研究や教養の助けとなる資料を優先的に収集するよう努める。

(10) 福祉資料

身体に障害のある利用者に対し、図書館の利用を保障するための資料を積極的に収集、作成する。

- ア 弱視者、老人のため、大活字本を収集する。

- イ 視覚障害者のために点字図書の収集を行う。ただし、中途失明者が多い現状を捉え、要望の多い録音図書の積極的な収集・製作を行うこととし、一般の視聴覚資料とは切離して別置する。

(11) 寄贈資料

- ア 資料的評価の高いもの、保存状態、出版年等を考慮して選択し収集する。ただし、原則としてその扱いを

図書館に一任することを条件に受け入れ、蔵書構成からかけ離れた特殊なもの、既に所蔵があり重複して受け入れる程の価値のないもの、内容的に資料価値のないものは受け入れない。

イ 特別コレクションの寄贈については、収集方針上必要と認められるものについては、受け入れる。

ウ 静岡市民の著作による文芸作品の自費出版の受け入れは、原則として全館で2部までとする。

(12) 電子資料

マイクロ資料（マイクロフィルム等）、デジタル資料（CD-ROM・DVD-ROM等）紙媒体での入手や保存が困難な資料、あるいは紙媒体より可読性、検索性、効率性にすぐれた資料は、調査研究に応えられるよう、必要に応じ収集する。

選定の際には、使いやすいうこと、情報内容及び検索が多様であること、インターネット無料情報より優れていること、保存の必要性を考慮すること、利用者の要求を考慮することに留意する。

ア 最新の情報を迅速に提供するために、オンラインデータベースによる情報提供を行う。

イ デジタル資料が付録についている資料については、図書が主体のものを収集する。原則として著作権者がデジタル資料の個人貸出を承諾したもの、又はデジタル資料がなくとも利用に支障のないものを収集する。

(13) 電子書籍

静岡市立図書館が管理運営する「電子図書館」で提供する電子書籍を収集する。

ア 資料の選択は紙媒体の図書の選定基準に準じる。

イ 読み上げ機能や拡大機能など電子書籍の特性を活かせる資料を積極的に収集する。

ウ 来館困難な利用者に配慮し、ビジネス書・育児書など様々な分野の資料を収集する。

エ 子どもの情報活用能力の育成を図るとともに、読書習慣の定着につながる資料を収集する。

オ 静岡資料に関しては、収集対象資料の中から選択的にデジタル化し提供に努める。

カ 図書館として利用が見込まれるものについては、紙媒体の資料の有無に関わらず収集可能とする。

4 選択の方法

資料の選択は年度当初の発注・配分予算計画に基づき各館及び電子図書館の担当ごとに行い、最終的に中央図書館にて調整のうえ、中央図書館長が決定する。

(1) 選択は、主として「新刊案内」により行うものとする。ただし選択の際には、「日本図書館協会選定図書」や新聞、雑誌等の書評・広告、優れた著作や出版に与えられる賞、利用者の要望や世評、類書の利用状況等から総合的に判断し、評価の高い資料や多くの要望のある資料の収集漏れがないように心掛ける。

(2) 新刊書だけではなく、過去の収集漏れや、除籍図書の補充、再版・復刻版の収集などを通じ、各分野で評価の高い資料の収集・補充に努める。

(3) 新聞・雑誌に取り上げられず、広告の機会も少ない地方出版社、個人出版の情報を出来る限り収集し、選択の際の資料とする。

(4) 各館及び電子図書館は、その施設の規模、地域性及び館等の機能に応じた蔵書構成に留意し、静岡市立図書館として体系的な資料の充実を図るものとする。なお、専門図書の分担収集については別に定める。

ア 中央図書館及び拠点館（御幸町図書館、南部図書館、清水中央図書館）

静岡市図書館システムの基幹館として、各地域館のバックアップのため、参考図書・専門的な図書を重点的に収集する。雑誌についても専門的な雑誌の必要性も考慮して収集する。

地域館としての機能も合わせ持っているので、下記イの方針にも準拠し、一般的な資料の収集にも努めなければならない。

イ 地域館及び分館

利用者のため、利用の多い一般的な資料を重点的に収集する。又、地域の文化の核、地域情報の発信

源として、各地域の資料を積極的に収集するとともに、地域の要望の多い資料についても、各館の実情に応じ収集する。

ウ 電子図書館

ニーズや蔵書構成を参考に、非来館サービスの性質に沿った資料を積極的に収集する。

附 則

(施行期日)

| この方針は令和6年3月 | 日から施行する。

15 静岡市立図書館資料除籍基準

1 目的

この基準は、静岡市立図書館の資料を適切に管理し、調和のとれた資料構成の維持を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 図書館において利用価値を失った資料を廃棄することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な資料構成を維持するための資料の更新を行う。
- (2) 長期間にわたり所在を確認できない資料を廃棄扱いすることにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い適正な資料構成の維持に努める。

3 除籍の対象資料

除籍の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚損・破損資料
 - ア 汚損・破損等により修理不可能、若しくは修繕する価値のないもので、類似資料のあるもの。
- (2) 不要資料
 - ア 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの。
 - イ 時間の経過によって、利用の可能性が低下した複本。
 - ウ 新版、改訂版または同類資料の入手によって、代替可能となったもの。
 - エ 雑誌については、購入後、2年を経過した複本。それ以外については、別表に定める保存年限が経過したもの。
 - オ 新聞については、別表に定める保存年限が経過したもの。
- (3) 亡失資料
 - ア 蔵書点検で3年以上所在が不明なもの。
 - イ 貸出資料のうち、利用者が汚損、破損又は紛失した資料で、絶版などやむを得ない事情により同一資料の弁償が不可能なもの。
 - ウ 貸出資料のうち、天災、火災、借受者の死亡など不可抗力と認められる事情により失ったもので、中央図書館長が除籍と認めたもの。

4 除籍の対象外資料

次に掲げる資料は、原則として除籍しない。ただし、やむを得ない場合は少なくとも 1 部を保存する。

- (1) 静岡市に関する資料
- (2) 貴重資料
- (3) 資料収集及び資料提供の自由の制限に関する申立を受けた資料
- (4) 類似資料が少なく出版頻度が低い資料
- (5) 品切れ、絶版などで入手が困難で、かつ資料的価値のあるもの。

5 その他

- (1) 除籍した資料のうち、再利用できるものは公共施設などへ提供し、有効な活用を図る。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市の図書館 令和6年度
令和6年 7月発行
編集・発行 静岡市立中央図書館
住所 静岡市葵区大岩本町 29 番 1 号
電話 054(247)6711



静岡市